

令和5年度第3回 遠野市上下水道事業審議会資料

適切な下水道使用料水準と 使用料体系について

令和5年11月27日（月）

遠野市環境整備部上下水道課

前回の審議内容

今後の収支均衡を維持するために最低限必要となる下水道使用料の水準（目安：使用水量 20m³/月、現行：税込み2,612円）を、事務局提案の6案から、次の2案に絞り込みました。

案③ 税込み 3,520円（税抜き 3,200円）

→おおむね5年間の収支均衡の維持を見込む

案⑤ 税込み 3,740円（税抜き 3,400円）

→おおむね10年間の収支均衡の維持を見込む

ただし

現行の一般会計からの繰入れは、削減を図りながら
今後も継続していくことが前提。

①減価償却費 ②支払利息 ③人件費 ④赤字補填 ⑤施設更新の資金確保のための出資

現行の下水道使用料体系

区分	排除汚水量（使用水量）	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 （1月につき）	0m ³ から10m ³ まで	1,442円	1,442円	—
従量使用料 （1 m ³ につき）	10m ³ を超え 20m ³ まで	117円	23円	188円
	20m ³ を超え 30m ³ まで	128円		
	30m ³ を超え 40m ³ まで	138円		
	40m ³ を超え 50m ³ まで	149円		
	50m ³ を超え 100m ³ まで	159円		
	100m ³ を超え 500m ³ まで	170円		
	500m ³ を超えるもの	180円		

使用料体系（案）について

使用料水準（案）に基づく使用料収入の確保に必要な使用料体系（算定方法）として、次の4案を作成しました。

体系案		メリット	デメリット
A	少量使用 配慮型	基本使用料の改定率を抑制	基本使用料抑制分の配分により 従量使用料の改定率が上昇
B	標準型①	現行の使用料体系を維持しつつ、 改定率を平準化	税込金額に1円未満の端数が 生じる（端数処理が必要）
C	標準型②	標準型①を基本としつつ、大口 使用にも若干配慮	大口使用に係る改定率を下げた 分、基本使用料が若干上がる
D	大口使用 配慮型	従量使用料の改定率を抑制	従量使用料抑制分の配分により 基本使用料の改定率が上昇

比較検討資料

使用料水準（案）と使用料体系（案）の比較検討のため、別紙資料（A 3版）を作成しました。

別紙 1 - 1

使用料水準の案③（税込み 3,520円）
（おおむね5年間の収支均衡の維持を見込む）

使用料体系（案）
4パターン

使用水量ごとの
使用料の額

別紙 1 - 2

使用料水準の案⑤（税込み 3,740円）
（おおむね10年間の収支均衡の維持を見込む）

使用料体系（案）
4パターン

使用水量ごとの
使用料の額

別 紙 2

県内市町村の下水道使用料（使用水量 10m^3 ・ 20m^3 ）と
使用料水準の案③・案⑤（体系案は標準型①・②を使用）との比較

今回審議いただく事項

別紙の比較検討資料により、使用料水準（案）と使用料体系（案）について御審議いただき、**審議会としての「適切な下水道使用料のあり方」の結論をまとめていただきたい**と考えております。

使用料水準 (目安：使用水量20m ³ /月)		使用料体系（算定方法）			
		少量使用 配慮型	標準型①	標準型②	大口使用 配慮型
案 ③	税込み 3,520円 (税抜き 3,200円) … 5年の収支均衡	A	B	C	D
案 ⑤	税込み 3,740円 (税抜き 3,400円) … 10年の収支均衡	A	B	C	D